国土交通省

東北運輸局プレスリリース

《発表記者会：東北電力記者会》
《　　〃　　：宮城県政記者会》

令和２年３月２７日
国土交通省　東北運輸局

山形県山形市の一般貸切旅客自動車運送事業者に対し警告を発しました。

令和元年７月１７日及び令和元年８月２６日に東北運輸局山形運輸支局が下記の一般貸切旅客自動車運送事業者に対し監査を実施したところ、道路運送法及び関係法令に違反している事実が認められたため、東北運輸局山形運輸支局長は文書による警告を発したのでお知らせします。

なお、警告書の交付については、本日、山形運輸支局において行いました。

記

１．行政処分等対象事業者及び営業所

事業者：株式会社　夢たび山形　　代表取締役　鈴木　市郎
（法人番号：７３７０００２００４７６５）
山形市清住町２丁目２－１９

営業所：本社営業所
山形市清住町２丁目２－１９

２．行政処分等年月日　　令和２年３月２６日

３．行政処分等の概要

（１）文書警告

４．違反の概要

（１）輸送の安全及び旅客の利便確保のための遵守事項違反
（道路運送法第２７条第３項）

①乗務の中間の点呼を実施していなかった。
（旅客自動車運送事業運輸規則第２４条第３項）

②点呼の規定事項の記録を適切に行っていなかった。
（旅客自動車運送事業運輸規則第２４条第５項）

③乗務員台帳の規定事項の記録を適切に行っていなかった。
（旅客自動車運送事業運輸規則第３７条第１項）

【裏面へ続く】

④整備管理者の変更の届出を行っていなかった。

（旅客自動車運送事業運輸規則第４５条）

（道路運送車両法第５２条）

⑤告示で定める書類を適切に管理していなかった。

（旅客自動車運送事業運輸規則第６９条）

（２）事業用自動車に、氏名、名称又は記号その他国土交通省令で定める事項を適切に表示していなかった。

（道路運送法第９５条）

《問い合わせ先》
東北運輸局　自動車交通部　自動車監査官
担当：山口、角張
℡：０２２－７９１－７５３２